

平成31年第4回定例豊頃町教育委員会議 議事録

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 招 集 年 月 日 | 平成31年4月26日          |
| 招 集 場 所   | える夢館 委員会室           |
| 開 閉 会 日 時 | 開会 平成31年4月26日 14:00 |
|           | 閉会 平成31年4月26日 14:56 |

|               | 議席番号 | 委 員 氏 名   | 出欠の別  |
|---------------|------|-----------|-------|
| 出席及び欠席教育長・委員名 | 1    | 山 本 芳 博   | 出席・欠席 |
| 招 集 5名        | 2    | 櫻 井 康 雄   | 出席・欠席 |
| 出 席 4名        | 3    | 宝 田 博 幸   | 出席・欠席 |
| 欠 席 1名        | 4    | 長 濱 竜 一   | 出席・欠席 |
|               | 5    | 鈴 木 千 賀 子 | 出席・欠席 |

| 会 議 録 署 名 委 員 | 議席番号 | 署 名 委 員 氏 名       |
|---------------|------|-------------------|
|               | 1・2  | 山 本 芳 博 ・ 櫻 井 康 雄 |

|                       |                            |                |
|-----------------------|----------------------------|----------------|
| 説明のために出席した者の<br>職 氏 名 | 二村 教育課長                    | 須藤 教育課長補佐      |
|                       | 馬場 給食センター所長                | 須藤 総務係長        |
|                       | 加藤 学校教育係長                  | 菅野 社会教育係長兼図書係長 |
|                       | 葛西 体育振興係長                  | 中村 教育推進員       |
| 会 議 の 経 過             | 議事日程・会議に付した事項・会議の過程 別紙のとおり |                |

| 議事日程  | 議件番号  | 議 件 名  | 審議結果 |
|-------|-------|--|------|
| 日程第1  |       | 議事録署名委員の指名<br>( 1番 山 本 ・ 2番 櫻 井 )                    | 決 定  |
| 日程第2  |       | 会期の決定<br>( 4月26日から 4月26日までの1日間)                      | 決 定  |
| 日程第3  |       | 諸般の報告  | 報告済み |
| 日程第4  | 報告第1号 | 2019年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施について                       | 報告済み |
| 日程第5  | 報告第2号 | 平成31年度緊急災害時等スクールバス配車体制について                           | 報告済み |
| 日程第6  | 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>(豊頃町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部改正) | 承 認  |
| 日程第7  | 議案第1号 | 要保護・準要保護児童生徒の認定について                                  | 原案可決 |
| 日程第8  | 議案第2号 | 豊頃町教育研究所職員の任命について                                    | 原案可決 |
| 日程第9  | 議案第3号 | 豊頃町教育支援委員会委員の委嘱について                                  | 原案可決 |
| 日程第10 | 議案第4号 | 豊頃町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について                            | 原案可決 |
| 日程第11 | 協議第1号 | 豊頃町教育事務執行の点検・評価報告書(案)について                            | 原案可決 |
| 日程第12 | 協議第2号 | 豊頃町教育事務執行の点検・評価に係る学識経験を有する者の知見の活用について                | 決 定  |

平成31年第4回定例教育委員会議事録

|       |  |
|-------|--|
| 山本教育長 | 挨拶<br>ただいまから、第4回定例教育委員会議を開催いたします。<br>日程第1 「議事録署名委員の指名」であります。<br>1番 教育長山本、2番 櫻井代理、よろしく願いいたします。<br>日程第2 「会期の決定」です。「4月26日」本日1日といたしたいと思ひます。<br>ご意見ありませんか。  |
| 各委員   | なし。  |
| 山本教育長 | では、本日1日限りとさせていただきます。<br>日程第3 「諸般の報告」を行います。   |
| 須藤補佐  | 「総務係、学校教育係、社会教育係、体育振興係、図書館、給食センター、える夢館ギャラリー」について、別紙により主な行事等について報告する。   |
| 山本教育長 | 諸般の報告について何かご質問・ご意見等がございますか。  |
| 各委員   | なし。  |
| 山本教育長 | それでは、諸般の報告については報告済みとさせていただきます。<br>日程第4 報告第1号「2019年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施について」を議題とします。事務局から報告をします。   |
| 二村課長  | 報告第1号を説明する。<br>本調査は、文科省の実施要領に基づき実施するもので、調査結果をもとに国や都道府県・市町村教育委員会等は体力・運動能力の向上に係る施策を検証し、改善を図り、各学校は体育・健康に関する指導の改善に役立てることを目的としています。<br>調査対象は、原則、国・公・私立全ての小学校5年並びに中学校第2学年とし、本年4月から7月末までの期間で実施することとなっております。<br>調査内容につきましては、小中学校とも8種目の実技と運動習慣、生活習慣に関する質問紙による調査。その他に学校と教育委員会に対しても質問紙調査をするものです。<br>大まかなスケジュールにつきましては、9ページをご覧ください。こちらが4月から7月までの工程です。そして最後、報告書をまとめる形で一連のスケジュールが書かれています。<br>以上、報告します。 |
| 山本教育長 | 報告第1号について事務局の説明を終わります。<br>本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。   |
| 各委員   | なし。  |
| 山本教育長 | では、ないようなので本件につきましては、報告済みとさせていただきます。<br>次に日程第5 報告第2号「平成31年度緊急災害時等スクールバス配車体制について」を議題とします。<br>事務局から説明をします。  |
| 二村課長  | 報告第2号を説明する。<br>議案13ページをご覧ください。こちらのほうに、豊頃小学校・豊頃中学校・大津小学校について記載させていただいています。<br>豊頃小学校 スクールバス5台、連絡車両として教職員車両1台。<br>豊頃中学校 スクールバス3台、連絡車両として教職員車両1台。<br>大津小学校については、教職員車両を使用するとしています。<br>輸送の予想時間は、車両出発から豊頃小学校・豊頃中学校を經由し、避難所としているえる夢館まで所要時間30分を想定しています。   |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>大津小学校は、台風洪水時の避難所である大津コミセンまで所要時間3分。大津波警報時の避難所である国道336号線の避難場所まで10分を想定しています。</p> <p>以上、報告します。</p>   |
| 山本教育長 | <p>報告第2号について事務局の説明を終わります。</p> <p>それぞれスクールバス及び大津については、教職員車両で対応をしていただきます。</p> <p>本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。</p>   |
| 宝田委員  | <p>学校がある平日の日中時間帯はいいのですが、東北のときは、14時頃でしたか。</p> <p>14時半のバスが来て各地区に出はらっているときに、こういう地震や津波等が起こったときには、どのような対応をするのですか。</p>  |
| 山本教育長 | <p>こちらは、台風、洪水等の自然災害時のスクールバス対応となります。緊急時地震災害等については、それぞれの校長の判断のもとに行われると考えられます。一定程度避難する事前の情報があり、それに基づく避難が可能な場合という考え方です。</p> <p>それ以外は、校長が判断した中で、行っています。</p> <p>また、大津については津波を前提とした考え方です。海から近いので、即座に退避していただく流れです。</p> <p>地震等については、豊頃小学校が30年度に1日防災学校を行いました。今年も豊頃小学校で防災学校を行う予定で、子どもたちの日頃の災害に対する教育というものを日常の中で作り上げていくという考え方なので、地震等の緊急などについては自己判断が前提になるかなという考えです。</p> <p>各学校それぞれマニュアルは、持っています。</p> <p>他にご意見等ありますか。</p>  |
| 各委員   | なし。   |
| 山本教育長 | <p>では、ないようなので本件につきましては、報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に日程第6 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて(豊頃町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部改正)」を議題とします。事務局から説明をします。</p>  |
| 二村課長  | <p>承認第1号を説明する。</p> <p>議案14ページをご覧ください。</p> <p>豊頃町教育委員会事務委任等に関する規則第3条の規定に基づき、豊頃町立学校職員の自家用の公用車使用に関する規則の一部改正について、平成31年3月29日に専決処分行いましたので、同規則第4条第1項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。改正内容については、19ページをご覧ください。こちらの新旧対照表を使って、新しく改正したものを記載させていただいています。</p> <p>第4条第1項。自家用車の公用使用の届出の変更で、「年度当初、自動車検査証、自賠責証明書、任意保険証、運転免許証の原本の提示と写しの添付」と届出事項を明記するという形で改正させていただいています。</p> <p>第4条第4項。校長が受理したときの通知方法を「文書から口頭」に変更したものです。</p> <p>次に、第5条第1項。公用使用の承認を受けようとする様式を変更しました。</p> <p>続いて第5条第3項第7号として、自家用車の公用承認を認めない要件として「運行前8時間以内に飲酒したこと等」を追加しました。</p> <p>次に、第6条第1項第4号。運転者の義務として、運行8時間以内に飲酒していないことを校長の承認を受けなければならないことを追加したものであります。</p> <p>なお、附則として、この規定は平成31年4月1日から施行するとしています。</p> <p>以上でありますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。</p> |

|       |   |
|-------|---|
| 山本教育長 | 承認第1号について事務局の説明を終わります。<br>道立学校の教職員の規則が改正されたことと併せて、一番重要なのは北海道の飲酒根絶の考え方が規定の中に盛り込まれたということです。大きな改正であります。<br>また、年度当初に必ず届出を受け、自賠責保険ですとか、書証内容がきちんと記載されているかどうかを確認する内容になっています。<br>本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。   |
| 各委員   | なし。   |
| 山本教育長 | では、ないようなので本件につきましては、提案のとおり承認決定させていただきます。<br>次に日程第7 議案第1号「要保護・準要保護児童生徒の認定について」を議題とします。事務局から説明をします。   |
| 二村課長  | 議案第1号を説明する。<br>議案28ページをお開きください。<br>議案の中に一部誤りがありますので、訂正させていただきたいと思っております。こちらの一覧表の10番ですが、住所の訂正をお願いいたします。<br>平成31年度要保護・準要保護児童生徒の認定申請が、28ページの一覧のとおり14件あり、内容は児童13名、生徒9名ですが、14件すべてが準要保護としての申請となっています。このうち8番、10番、11番及び14番の4件6名が新規申請となっています。<br>豊頃町就学援助認定要領第5条から第6条の規定により審査した結果、認定要件欄に記載のとおり、11件が同要領第5条第1項各号のいずれかに該当し、残り3件が同要領第6条の生活保護基準との比較が1.3倍以下となっています。<br>今回申請のあった14件について、同要領第2条の規定に基づき、就学援助対象者として認定すべきか否かをご審議くださるようよろしくお願い申し上げます。 |
| 山本教育長 | ただいま平成31年度要保護・準要保護児童生徒の認定について説明を申し上げました。一件ずつ審査していきたいと思っております。よろしいでしょうか。   |
| 各委員   | はい。   |
| 山本教育長 | 個人名は伏せて、番号でいきたいと思っております。<br>No1の方については、認定要件の5条第1項第7号・児童扶養手当の受給者に該当しています。認定することでよろしいでしょうか。   |
| 各委員   | はい。   |
| 山本教育長 | 続いてNo2の方については、5条第1項第2号・町民税の非課税又は減免された者、第5号の国民年金の掛金が免除された者、第7号の児童扶養手当の受給者にそれぞれ認定すべき内容が該当しています。認定することでよろしいでしょうか。  |
| 各委員   | はい。   |
| 山本教育長 | No3の方については、第6条に定めております認定需要額が生活保護基準需要額の1.3倍以下の、1.29ということで、認定すべきと判断しております。認定することでよろしいでしょうか。   |
| 各委員   | はい。   |
| 山本教育長 | No4の方については、5条第1項第7号・児童扶養手当の受給者で認定要件に該当しています。認定することでよろしいでしょうか。   |
| 各委員   | はい。   |
| 山本教育長 | No5の方については、5条第1項第2号町民税が非課税または減免された者で認定要件に該当しています。認定することでよろしいでしょうか。  |
| 各委員   | はい。   |
| 山本教育長 | No6の方については、5条第2項第8号その他特別な事情により、著しく経済的   |

|       |  |
|-------|--|
|       | に困窮している者に該当となって、第6条に定めます生活保護基準による需要額の1.3倍以下になり、計算に基づきますと1.16という判定基準です。認定することによってよろしいでしょうか。   |
| 各委員   | はい。  |
| 山本教育長 | No7の方については、5条第1項第2号、第5号、第7号でそれぞれ認定要件に該当しています。認定することによってよろしいでしょうか。  |
| 各委員   | はい。  |
| 山本教育長 | No8の方については、5条第1項第2号、第5号、第7号でそれぞれ認定要件に該当しています。認定することによってよろしいでしょうか。  |
| 各委員   | はい。  |
| 山本教育長 | No9の方については、5条第1項第7号で、認定要件に該当しています。認定することによってよろしいでしょうか。   |
| 各委員   | はい。  |
| 山本教育長 | No10の方については、5条第1項第5号で、認定要件に該当しています。認定することによってよろしいでしょうか。  |
| 櫻井委員  | この方の扶養者は奥さんとなっておりますが、旦那さん元気に働いていますよね。これは、どういうことか説明をいただきたいのですが。   |
| 二村課長  | 今現在お子さんの世帯で奥さんが世帯主になっていて、旦那さんは今現在町外に住所を移している状況です。そして、お子さんの保護者が奥さんという位置づけになっていて、所得の計算ではなく、5号の国民年金の掛け金が減免されているという事実から、認定要件の5条第1項の1号から8号に該当する方については、困窮しており、補助が必要である世帯環境だという判断で認定させてもらっています。   |
| 櫻井委員  | 帯広で暮らしていて、生活が分からなかったらそうですかとなるけれど、家庭の事情が非常によく分かっているの、どう考えても認定できません。   |
| 山本教育長 | この判定に関しては、私も申請内容を確認させてもらっています。<br>申請者は、住民票等の関係があり、お母さんとなっております。判定の中で、お父さんが抜けた中で判定しているわけではなく、判定すべき家族構成の中には、きちんとお父さんが保護者として入っています。<br>保護者と申請者それぞれがこの5号に該当していると。5号の該当している要件というのは、国民年金の掛金が減免できるかどうかという規定をもとに、本町でいいますと住民課で減免すべき者の収入や所得の位置にあるという認定を受けていますので、この要件に該当しています。逆に言うと認定せざるを得ない要件となっているということです。公的な書類審査の中で認定されていますので、教育委員会としてもこれを承知しなければいけないと考えております。                           |
| 櫻井委員  | 拒否は出来ないのですか。   |
| 山本教育長 | 恐らくこのことをもって、教育委員会が認定をしない、あるいは詳細な調査を個別にしたうえで認定しないとしても、この要領に反した決定をすること事態が、問題になるかなど。<br>内部調査、詳細調査まではしておりませんが、国民年金の減免規定は公的な事実として、住民課が調査した中で決定されていることが、大前提になっているのでここは認定をせざるを得ないということになります。<br>ただし、国民年金減免の規定そのものが住民課のほうで、修正といいますか、判断が覆ったとかになれば、またその時点でこちらの別な要件である、5条第2号などの生活保護基準評価の中でまた判定しなければいけないと思います。現状では、5条第1項の該当になっていますので認定すべきであるということです。<br>それでは、No10の方については認定することによってよろしいでしょうか。 |
| 各委員   | はい。  |

|       |  |
|-------|--|
| 山本教育長 | N o 1 1の方については、5条第1項第2号、第5号、第7号それぞれに該当しています。認定することでよろしいでしょうか。  |
| 各委員   | はい。  |
| 山本教育長 | N o 1 2の方については、5条第1項第7号、第8号に該当しています。認定することでよろしいでしょうか。  |
| 各委員   | はい。  |
| 山本教育長 | N o 1 3の方については、5条第1項第5号、第7号の認定すべき要件に該当しています。認定することでよろしいでしょうか。  |
| 各委員   | はい。  |
| 山本教育長 | N o 1 4の方については、5条第1項第2号の認定すべき要件に該当しています。認定することでよろしいでしょうか。  |
| 各委員   | はい。  |
| 山本教育長 | 以上、申請をいただいた14件についてそれぞれ認定をするという事で、決定をいたします。<br>議案第1号「要保護・準要保護児童生徒の認定について」はただいまご審議いただいたとおり決定をさせていただきます。<br>次に日程第8 議案第2号「豊頃町教育研究所職員の任命について」を議題とします。事務局から説明をします。   |
| 二村課長  | 議案第2号を説明する。<br>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条及び豊頃町教育研究所条例施行規則により、次の32ページのとおり小室彰人大津小学校長ほか7名を任命したいので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。<br>なお、任期は令和元年5月1日から令和3年4月30日までです。<br>よろしくお願いいたします。  |
| 山本教育長 | 議案第2号について事務局の説明を終わります。<br>本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。   |
| 各委員   | なし。  |
| 山本教育長 | では、ないようなので本件につきましては、原案のとおり可決させていただきます。<br>次に日程第9 議案第3号「豊頃町教育支援委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をします。  |
| 二村課長  | 議案第3号を説明する。<br>教職員の人事異動等に伴い、豊頃町教育支援委員会規則第4条第1項の規定により、教育支援委員会委員を34ページのとおり小室彰人大津小学校長ほか4名を委嘱したいので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。<br>なお、任期は令和元年5月1日から令和元年9月30日までの、前任者の残任期間となります。<br>また、全委員の名簿は、36ページのとおりです。よろしくお願いいたします。 |
| 山本教育長 | 議案第3号について事務局の説明を終わります。<br>本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。   |
| 各委員   | なし。  |
| 山本教育長 | では、ないようなので本件につきましては、原案のとおり可決させていただきます。<br>次に日程第10 議案第4号「豊頃町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をします。   |
| 二村課長  | 議案第4号を説明する。<br>豊頃町学校給食センター条例施行規則第7条の規定により、学校給食センター運営委員会委員を、38ページのとおり豊頃小学校長中村真也ほか7名を委嘱したいので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。  |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>なお、任期は令和元年5月1日から令和3年4月30日までです。お願いします。</p>   |
| 山本教育長 | <p>議案第4号について事務局の説明を終わります。<br/>本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。</p>   |
| 各委員   | <p>なし。</p>   |
| 山本教育長 | <p>では、ないようなので本件につきましては、原案のとおり可決させていただきます。<br/>次に日程第11 協議第1号「豊頃町教育事務執行の点検・評価報告書（案）について」を議題とします。事務局から説明をします。</p>   |
| 二村課長  | <p>協議第1号を説明する。<br/>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、別添の平成30年度豊頃町教育事務執行の点検・評価報告書を作成するものです。<br/>協議第1号資料としまして、別冊を用意しております。報告書の内容について、別添資料によりご説明いたします。<br/>1ページには、点検評価の趣旨、対象、方法について記載しています。<br/>2ページです。2ページから5ページ。こちらにつきましては、教育委員会議の開催状況。<br/>5ページ、6ページは、教育委員会規則等の制定、計画等の策定状況。<br/>6ページ、7ページは、教育委員会委員の諸行事や研修会への参加状況。<br/>7ページから9ページ。こちらは、審議会等の会議の開催状況。<br/>9ページは町民への情報提供の状況。<br/>10ページには表彰の実施状況について記載しています。<br/>10ページから18ページですが、こちらについては教育行政執行方針についての内部評価を記載しています。<br/>今後、委員の皆様のご意見とともに、外部評価について学識経験者のご意見をいただき、その内容を包含した報告書を5月定例教育委員会に諮り、決定いただいた後、報告書を町議会に提出します。<br/>その後、公表するよう進めていきたいと考えておりますので、この報告書の内容についてご協議くださるようよろしくお願いいたします。</p> |
| 山本教育長 | <p>協議第1号について事務局の説明を終わります。<br/>本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。<br/>教育行政執行方針に基づいた評価としておりますので、概ね、執行方針を網羅した内容についての評価がされております。<br/>昨年追加になっている部分については、審議会等で豊頃町コミュニティスクール設立準備検討委員会の状況等が入っておりますし、これにつきましても答申をいただいた中で、平成31年からスタートできる概要の評価をさせていただいています。<br/>また、審議委員会では校舎等の関係につきましても、町長及び教育委員会に対しまして答申をいただいた評価をしました。<br/>内容が長い資料となっておりますので、今の時間帯だけだと厳しい部分もあると思います。後ほどでもかまいませんが、修正や訂正を必要とする内容があれば、ご意見をいただくことで、取り進めていきたいと思っておりますがよろしいですか。</p>  |
| 各委員   | <p>はい。</p>   |
| 山本教育長 | <p>では、本件につきましては、原案のとおり可決されました。<br/>なお、修正等があれば、後ほど委員の皆さんからご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。<br/>次に日程第12 協議第2号「豊頃町教育事務執行の点検・評価に係る学識経験を有する者の知見の活用について」を議題とします。事務局から説明をします。</p>  |
| 二村課長  | <p>協議第2号を説明する。<br/>豊頃町教育事務執行の点検評価等に関する規程第3条第3項の規定に基づき、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、種川裕章氏、礼文内669番地</p>   |



|       |   |
|-------|---|
|       | 及び武内利夫氏、中央新町136番地に意見を伺うよう依頼することとしたいので、ご協議くださるよう、よろしくお願いいたします。<br>なお、両氏はそれぞれ本町教育委員会委員としての経歴を有していることから、同規程による適任者であるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。   |
| 山本教育長 | 協議第2号について事務局の説明を終わります。<br>昨年と同様の方に点検評価に係る知見をいただきたく、ご依頼をさせていただくということです。<br>本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。  |
| 各委員   | なし。   |
| 山本教育長 | では、ないようなので本件につきましては、原案のとおり承認されました。<br>次に追加議案となっています。別冊にあります。<br>日程第13 議案第5号「豊頃町学校運営協議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をします。  |
| 二村課長  | 議案第5号を説明する。<br>教職員の人事異動などに伴い豊頃町学校運営協議会規則第8条の規定により、学校運営協議会委員に大津小学校長小室彰人、豊頃中学校長服部和樹、児童生徒の保護者で今村陽子、佐竹由美の4名を委嘱したいので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。<br>なお、任期は令和元年5月1日から令和3年3月31日までです。<br>8ページをご覧ください。こちらに全委員の名簿がついていますので、よろしくお願いいたします。 |
| 山本教育長 | 議案第5号について事務局の説明を終わります。<br>本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。  |
| 各委員   | なし。   |
| 山本教育長 | では、ないようなので本件につきましては、原案のとおり可決させていただきます。<br>次に日程第14 議案第6号「豊頃町社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をします。   |
| 二村課長  | 議案第6号を説明する。<br>教職員の人事異動に伴い、豊頃町社会教育委員に関する条例第2条の規定により、豊頃中学校長服部和樹を委嘱したいので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。<br>なお、任期は令和元年5月1日から令和2年3月31日までの、前任者の残任期間となります。<br>全委員の名簿は、11ページにありますので、よろしくお願いいたします。  |
| 山本教育長 | 議案第6号について事務局の説明を終わります。<br>本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。  |
| 各委員   | なし。   |
| 山本教育長 | では、ないようなので本件につきましては、原案のとおり可決させていただきます。<br>次に日程第15 議案第7号「豊頃町「報徳のおしえ」推進会議委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をします。   |
| 二村課長  | 議案第7号を説明する。<br>教員の人事異動に伴い、豊頃町報徳のおしえ推進会議設置規則第3条の規定により、豊頃中学校長服部和樹、大津小学校長小室彰人を「報徳のおしえ」推進会議委員として委嘱したいので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。<br>なお、任期は令和元年5月1日から令和2年9月30日までの、前任者の残任期間となります。   |

|       |  |
|-------|--|
|       | 全委員の名簿は、14ページにありますので、よろしく申し上げます。   |
| 山本教育長 | 議案第7号について事務局の説明を終わります。<br>本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。   |
| 各委員   | なし。  |
| 山本教育長 | では、ないようなので本件につきましては、原案のとおり可決させていただきます。<br>以上で、本日の日程を終了いたします。<br>その他委員の皆さんから何かありますか。                |
| 各委員   | なし。  |
| 山本教育長 | 引き続き、その他の事項につきまして事務局から説明をお願いします。   |
| 二村課長  | 1 5月25日(土) 豊頃中学校体育祭<br>2 6月2日(日) 大津小学校地域合同運動会<br>3 6月9日(日) 豊頃小学校運動会<br>4 次回委員会開催日時 5月27日(月) 14:00～ |